

令和 6 年 4 月

松原市立松原第六中学校いじめ防止基本方針

いじめに対する基本的な考え方

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす人権に関わる重大な問題です。

本校のいじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法や大阪府・松原市いじめ防止基本方針を踏まえ、学校における取組みを明確に整理し、重大事態が発生した場合の対応についても定めたいじめの防止のための総合的な方針です。

1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法、第2条において次のとおり規定されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係をさします。
- ※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

2. いじめの未然防止

(1) 大人の役割と責任を果たす

他人の弱みを笑いものにしたたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人(教師)の振る舞いが、生徒に悪影響を与えるという指摘もあります。いじめの未然防止のためには、生徒を取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大事です。

(2) 生徒の人権意識を育む

いじめを許さない集団づくりを進めていくことが必要です。生徒一人ひとりが違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていく取組みを推進します。

そして、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成する取組みを推進します。

3. いじめへの対処

(1) いじめを早期発見する

小さな兆候であっても、いじめを早期に発見することが事態を深刻化させないために特に重要です。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。

(2) 情報を共有し迅速に対応する

いじめに係る情報を抱え込まず、当該組織に報告を行うことが、法第23条第1項^{*}の規定を遵守することにつながります。

法第23条第1項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(3) 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ(あるいはいじめの可能性)が確認された場合、まずはいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先します。

(4) 毅然とした姿勢で粘り強い指導を行う

いじめを行った生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示します。いじめを行った生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくために継続的で粘り強い指導を行います。

なお、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

また、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合などに、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対処も検討します。

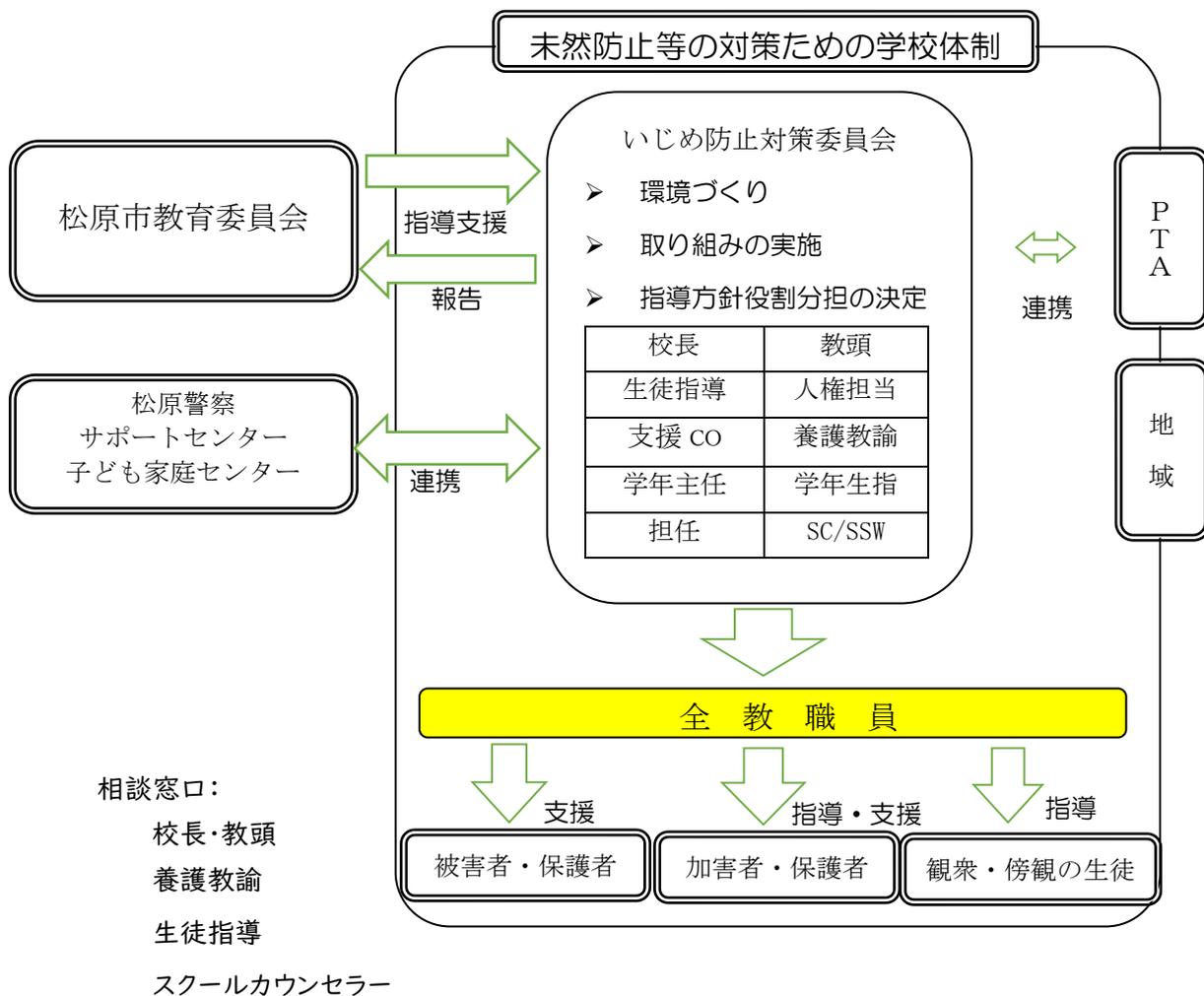
(5) 「観衆」や「傍観者」に対して

はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている生徒にとっては孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていく取組みを行います。

(6) 警察との連携

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものもあります。その場合には、教育的な配慮や被害を受けた側の意向をふまえ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることもあります。

4. いじめ防止等の対策のための組織



5. 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないよう対策を講じます。そのため、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備していきます。